

(2) 地域包括支援センターの委託について

1 設置の理由

- ・ 支援を必要とする高齢者が増加する中で、近年在宅介護支援センターを含め地域包括支援センターの相談件数は増加している。
- ・ 高齢者からの相談に、経済的な問題、住まいの問題、認知症の介護や医療の課題及び介護者の高齢化などの複雑な相談が増えているため、困難な問題を解決するために地域包括支援センターの主要業務を強化する必要がある。

2 設置基準

- ・ 基本的に65歳以上の人口概ね3,000人～6,000人に1ヶ所と示されている。
- ・ 専門職3職種の配置・①社会福祉士、②保健師、③主任介護支援専門員また各職種に準ずるもの（一号被保険者の数、概ね3,000人以上6,000人ごとに常勤の3職員をおく）
- ・ 現在、在宅介護支援センターを概ね中学校区に1ヶ所設置しており、地域の相談窓口として浸透している。この窓口を生かして設置する方法を検討している。

設置予定地区

	地区	委託法人	設置数	専門職数
平成 29 年度	・ 北部地区 (坂下・川上・加子母 ・ 付知・福岡・蛭川)	中津川市社会福祉協議会	1ヶ所	5名
	・ 阿木地区	社会福祉法人 敬愛会	1ヶ所	1名
	・ 落合・神坂地区	社会福祉法人 萱垣会	1ヶ所	1.5名
平成 30 年度以 降	・ 中津東・中津南・中津西・ 苗木・坂本・山口地区につ いて検討			

3 委託業務の内容

委託先地域包括支援センター業務	
I	法的に決められた業務 1. 総合相談支援業務 2. 権利擁護業務 3. 包括的・継続的ケアマネジメント業務 4. 運営協議会への参加 ・相談協力員との懇話会を継続して開催する。
II	市（保険者）の委託業務 1. 認知症総合支援事業（認知症見守りのわ事業の実施） 2. 一般介護予防事業 3. 食のアセスメント